

処 分 基 準

令和4年3月15日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法（４－１３）
根 拠 条 項：第9条の8第2項
処 分 の 概 要：教習射撃場の指定の解除
原権者（委任先）：千葉県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の4第1項（教習射撃場の指定）、同第9条の8第1項（教習射撃場の指定の解除等）・第2項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第61条（教習射撃場の指定の解除）
処 分 基 準： 教習修了証明書の交付の禁止に対する違反については、違反の態様が特に軽微であり、再発のおそれがないと確実に認められる場合等を除き、教習射撃場の指定を解除するものとする。
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課保安係（０４３－２０１－０１１０）
備 考：